

審査基準

I 契約予定者の選定方法

審査委員会において、申請団体から提出された業務計画書等について書類選考を実施し、評価点が最も高い者を採択案件に決定する。ただし、企画提案書等の内容に鑑み、本事業規模の中でより幅広い業界を対象とした有意義な調査研究とするために適当と判断される場合は、評価点が高い順に2～5者程度の複数者を採択案件に決定する。その場合、必要に応じて、各者が重点的に調査研究に取り組む対象業界を指定する。

なお、審査にあたっては、申請団体に対して、提出書類の内容の確認や変更、追加資料の提出等を求めることがある。

II 評価方法

IIIに示す評価項目について、以下の採点基準に基づき点数化する。そして、各委員が各々評価した合計点数を平均したものを当該申請団体の評価得点とする。

1. 「1. 事業実施主体に関する評価項目」及び「2. 事業内容に関する評価項目」に係る評価

別添の「リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業評価項目の得点配分基準」に基づき、各項目5段階で採点を行うものとする。

	大変優れている	優れている	普通	劣っている	不適當
15点満点	15	12	8	3	0
10点満点	10	8	5	2	0
5点満点	5	4	3	2	0

2. 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価項目」に係る評価

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。な

お、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2.5点
- ・認定段階3＝3点
- ・プラチナえるぼし認定＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点
- ・トライくるみん認定＝2.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝2.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2.5点
- ・プラチナくるみん認定＝5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝3点

○上記以外＝0点

Ⅲ 評価項目

1. 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- (3) 調査研究に関する実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するためのノウハウを有していること。
- (4) 事業を効果的に遂行するために有用な、業界課題分析や教育プログラム開発に関する実績・知見等を有していること。
- (5) 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

2. 事業内容に関する評価項目

- (1) 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- (2) 産業界の人材育成課題等の把握に向けた調査の方法及び内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。
- (3) 教育プログラム案の設計に向けた調査分析・ヒアリング等の方法及び内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。
- (4) 本事業終了後のプログラム開発に資する産学協働体制の構築に向け、設計された教育プログラム案の普及啓発の方法及び内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。
- (5) 妥当な経費が示されていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価項目

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。